

厚木市複合施設 維持管理業務に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年4月20日
厚木市都市整備部市街地整備課

1 調査の目的

本調査は、厚木市複合施設等を整備するに当たり、民間事業者が有するノウハウ等を最大限いかせるような厚木市複合施設等の維持管理業務における実施条件等に関する意見及び提案等を個別に対話形式で聴取することにより、厚木市複合施設等整備事業（以下「本事業」という。）の具体化に役立てることを目的とします。

ア 対象施設

「厚木市複合施設基本設計の概要（令和4年10月）」における複合施設、駐輪・受水槽棟、新立体駐車場、保健福祉センター及び外構

イ 対象として検討している業務

対象施設の設備機器点検、環境衛生管理、消防設備、清掃、警備、電話交換、電気設備・給排水衛生設備・空調設備等の運転操作・監視、各種計画の立案・実施、緊急時対応、総合案内、駐車場、カフェ・ショップ、広場的スペース、外構植栽管理ほか

2 事業概要

本事業の概要については、厚木市（以下「本市」という。）のホームページにおいて公表している次の資料を参照してください。

資料名	「厚木市図書館基本構想」（平成29年4月厚木市教育委員会）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/tosho-kan/libplan/d040649.html
資料名	「（仮称）こども未来館基本構想」（平成29年11月厚木市）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shisei/shiminsanka/comment/h29/miraikan/d048683.html
資料名	「厚木市新市庁舎整備基本構想」（平成30年9月厚木市）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shisei/15001/seisaku/chosyakense-tsu/chosyakhonkousou/d042768.html
資料名	「厚木市複合施設等整備基本計画」（令和2年1月厚木市）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/nakatyou2-2/kihonkeikaku/d047173.html
資料名	「厚木市複合施設基本設計の概要」（令和4年10月厚木市）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shigaichiseibika/7/basic_design/kihonsekkeigaiyou/33839.html

資料名	厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務公募型プロポーザルの審査結果について（技術提案書抜粋）
URL	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shigaichiseibika/7/detail_design/dbkougou/35738.html

また、本市が現時点において想定している複合施設の基本設計関連資料については、個別開示資料として本調査の参加者のみに個別に開示しますので、下記項目5の個別対話の手続における「個別対話参加申込書（別紙1）」とともに「守秘義務に関する誓約書（別紙2）」を御提出の上、個別開示資料の提供を受けてください。

なお、個別開示資料については、本調査への参加申込受付後、令和5年4月20日（木）以降に参加者に提供します。

3 スケジュール

実施要領の公表	令和5年4月20日（木）
個別開示資料の提供開始	令和5年4月21日（金）
個別対話の参加申込期限	令和5年5月11日（木）17時まで
意見及び提案等要旨の提出期限	令和5年5月22日（月）17時まで
個別対話の実施日時及び実施場所の連絡	令和5年5月22日（月）まで
個別対話の実施	令和5年5月24日（水）から 26日（金）まで ※ 申込状況により変更する可能性があります。
実施結果概要の公表	令和5年6月下旬（予定）

4 個別対話の内容

(1) 個別対話の対象者

本事業における複合施設等の維持管理を実施する意向を有する法人又は複数の法人による法人グループとします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反する者

(2) サウンディング対象施設の概要（予定）

対象施設	厚木市複合施設、駐輪・受水槽棟、新立体駐車場、保健福祉センター及び外構
整備予定地	厚木市中町一丁目717番地1ほか

敷地面積	約 12,800 m ²
延べ面積	厚木市複合施設(約 46,800 m ²)、駐輪・受水槽棟(約 350 m ²)、新立体駐車場(約 7,600 m ²)及び保健福祉センター(11,465.56 m ²)
厚木市複合施設入居機能	図書館、(仮称)未来館、市庁舎、消防本部、国県の行政機関、カフェ・ショップ等
実施設計期間	令和5年5月から令和6年7月(予定)
本体建設工事期間	令和5年10月から令和9年3月(予定)
供用開始	令和9年度内

(3) 個別対話項目

本事業は、厚木市複合施設等整備基本計画(以下「基本計画」という。)に定める「複合施設整備の基本理念」を実現し、図書館、(仮称)未来館、市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等が互いに関係し合い、複合施設による相乗効果を生み出していくための機能を備えた施設を整備することを目的としています。

このため、維持管理業務の事業概要(案)及び基本設計関連資料等を踏まえ、次の項目に対して、本調査の目的の達成に向けて自らの能力を最大限いかすことができる意見及び提案等を求めます。

○ 主な対話のテーマ(予定)

1	本事業関連施設の維持管理業務(包括管理委託業務)への参加意欲について
2	対象業務の範囲について
3	契約期間について
4	事業者選定から業務開始までに要する準備期間について
5	市内事業者の受注機会の確保について
6	実績要件(同種実績)について
7	基本設計に対する維持管理の視点からの改善提案
8	その他要望、意見、提案、本市に提示を求める資料について

※ 個別対話において上記以外の事項についてもお伺いする場合があります。

5 個別対話の手続

(1) 現地見学会及び説明会について

現地見学会及び説明会は行いません。

(2) 個別対話の参加申込み

個別対話の参加を希望する場合は、「個別対話参加申込書(別紙1)」、個別開示資料の提供を受けるための「守秘義務に関する誓約書(別紙2)」に必要事項を記入押印の上、件名を「個別対話参加申込(申込法人名称)」として、電子メールに別紙1及び別

紙2の電子ファイル（PDF形式）を添付して次の申込先に提出してください。

なお、法人グループでの参加を希望する場合は、申込法人のほか、全ての構成法人のそれぞれが「守秘義務に関する誓約書（別紙2）」を提出してください。

ア 申込受付期間

令和5年4月20日（木）から 5月11日（木）17時まで

イ 申込先

項目8の問い合わせ先のとおり

ウ 参加申込の受付確認後、令和5年4月21日（金）以降に参加者の連絡窓口担当者に個別開示資料を提供します。個別開示資料として、次の資料を提供する予定です。

厚木市複合施設基本設計図書

(3) 意見及び提案等要旨の提出

個別開示資料の提供を受けた参加者は、「意見及び提案等の要旨（別紙3）」に必要事項を記入の上、件名を「意見及び提案等の要旨（申込法人名称）」として、電子メールに別紙3の電子ファイル（Word形式）を添付して次の申込先に提出してください。

なお、別紙3に関連して提示する資料等がある場合は、個別対話の実施日に10部を持参いただくか、又は電子ファイル（PDF形式）として本意見及び提案等要旨とともに提出してください。

ア 提出期限

令和5年5月22日（月）17時まで

イ 申込先

項目8の問い合わせ先のとおり

(4) 個別対話の実施日時及び実施場所の連絡

個別対話の実施日時及び実施場所については、別紙1に記入いただいた対話希望日時を踏まえて調整の上、令和5年5月22日（月）までに、参加者の連絡窓口担当者に、電話又は電子メールで連絡します。

なお、個別対話の日時については希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 個別対話の実施

ア 実施期間

令和5年5月24日（水）から 5月26日（金）まで

※ 申込状況により変更する場合があります。

イ 実施時間

9時から17時までの間で50分程度（予定）

ウ 実施場所

決定後、通知します。

エ その他

(ア) 提出いただいた資料等の著作権については、それぞれの参加者に帰属しますが、提出いただいた資料等の返却はしません。

(イ) 本調査に関係のない意見又は提案等その他対話の趣旨から外れた内容についての意見又は提案等があった場合は、当該参加者に対して対話を実施しない又は中断する場合があります。

6 その他

(1) 費用負担

個別対話への参加に要する費用（書類作成、対話等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

(2) 参加者及び対話内容の扱い

ア 本調査への参加実績又は提案内容が今後の業務の事業者選定に優位に働くことはありません。

イ 個別対話における発言はその時点での想定によるものとし、将来を何ら約束するものではありません。

ウ 対話においていただいた意見及び提案等については、本事業における実施条件等の検討に当たり参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3) 追加調査（対話）等への協力

個別対話の実施後においても、必要に応じて追加調査（書面による照会を含む。）を行う場合がありますので御協力をお願いします。

(4) 個別対話の実施結果の公表

個別対話の実施結果については、概要を本市のホームページに公表する予定です。

公表前に各参加者からの意見及び提案等に関する公表内容の確認を行いますので御協力をお願いします。

なお、個別対話の実施結果の公表に当たり、参加者の名称は公表しません。

7 添付資料

- (1) 別紙 1 個別対話参加申込書
- (2) 別紙 2 守秘義務に関する誓約書
- (3) 別紙 3 意見及び提案等要旨
- (4) 別紙 4 厚木市複合施設 維持管理業務の事業概要（案）

8 問い合わせ先

本調査に関する質問等がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

厚木市 都市整備部 市街地整備課 中町第2-2地区整備係

郵便番号：〒243-8511

住 所：神奈川県厚木市中町3-17-17（厚木市役所第二庁舎14階）

電 話：(046)225-2470（直通）

F A X：(046)224-4802

E-mail：5000@city.atsugi.kanagawa.jp